

平成 29 年度環境影響評価審査会（第 1 回）の質疑等概要

平成 29 年 6 月 30 日 / 環境立県推進課

【総括的事項】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	周辺住民が懸念に思っていることなどは把握しているか。	どちらかと言えば、事業に対する期待の声を多くいただいている。一方、騒音・低周波音を心配する声も聞く。これまでのところ景観に関する懸念の声は多くはなかった。また、野鳥の保護団体との対話では、猛禽類への影響について懸念の声を聞いた。
2	配置等について、特に配慮が必要な施設として、学校や病院、福祉施設をピックアップされているが、風車は 24 時間稼働する。特別な配慮の有無のみでなく、一般住居への配慮も十分に行ってほしい。	現時点では、区長等への説明は行っているものの、一般住民への説明はまだ行っていない段階である。 地元が「嫌だ」と思う事業にはしたくないと考えており、今後のアセス手続の中でもしっかりと説明しながら進めたい。
3	環境影響については、低減すればよい問題と、回避しなければならない問題があると思う。回避しなければならないものについては、はっきりと「影響がない」という結論となるような事業計画としてほしい。	ご指摘の通り、環境項目によってそういう区別はある。例えば騒音などは距離によって「0」に近づいても「0」にはならない。低減に努める中で環境省等が示す基準を越えることは必ず避ける。そういった主旨をしっかりと説明をして理解を得ていきたいし、回避・低減の対応をしっかりとやりたい。

【大気質、騒音・低周波音、振動】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
4	特に騒音や低周波音について気にしている。近くの湯梨浜町にある風車の騒音等のデータがあれば、この配慮書段階、また、今後の環境影響評価で検討資料として使用してはどうか。	騒音の予測については、準備書の段階で行う。 その時点までには、風車の配置や導入する機種のスเปックなども具体的に想定したうえで、現地調査等を実施し、定量的に評価する。
5	導入する発電機の機種を選定についてはどうか。	現時点でまだ機種が決まっていないが、実績のある機種を選びたいと考えている。 なお、方法書段階から機種を複数パターンで設定して、進めて行ければと考えている。

【水質、低質】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
6	道路の取付工事、拡幅工事等の規模が大きい場合、濁水の河川への影響が問題になると思うが、どのように考えているか。	現配慮書段階では、風車の設置位置が定まっていないため、方法書段階で示すこととし、しっかりと調査、予測及び評価をしていく。
7	事業実施想定区域の近くに布勢の清水がある。配慮書では地下水への影響について想定されていないが、今後、調査するのか。	ボーリング調査を実施し、地盤・地質等を調査する予定である。なお、布勢の清水は事業実施想定区域よりも南側であり、上流側に位置することや発電機や付帯施設設置の際に大きく改変しないことから地下水浸透を阻害せず、影響がないものと想定している。
8	地下水の場合は河川とは異なり、水が南から北に流れるとは限らない。布勢の清水周辺にはバイカモの水生植物群落もあるので影響があってはいけないのでしっかりと調査してほしい。	地元からも懸念点として上がっているところ。布勢の清水についてしっかりと調査して報告することとしたい。

9	<p>布勢の清水について、事業の影響を確認する意味でも湧水量の変化を確認してはどうか。</p> <p>昨年、鳥取県中部地震があり、今後、この地域でも起こらないとは限らない。湧水の減少が何に起因するのかを把握するために行ってはどうかと思う。</p> <p>なお、昨年の鳥取県中部地震の影響でも変化が生じているかもしれないので、地元の人にヒアリングしておくことも必要ではないか。</p>	<p>布勢の清水についてしっかり調べて残しておくことは重要だと思う。アセスではない部分もあるかもしれないが、事業者の取組として、しっかりとやりたい。</p>
---	---	--

【動物・植物・生態系】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
10	<p>動植物、生態系の調査範囲について、事業の影響は周辺にも及ぶため、調査範囲は事業実施想定区域よりも広い範囲にすべきであると考えますが、具体的な範囲はどう考えているか。</p>	<p>実施区域に示す範囲は可能な限り網羅的に、またその周辺についても比較検討のため、一定の範囲で調査する。</p> <p>具体的な調査範囲は方法書段階で示すが、特に鳥類については、ガンやカモの生息地があり、また、猛禽類がいるという情報もあるため、範囲を広げて行うことになると思われる。</p>
11	<p>現在の事業実施想定区域の枠に土砂崩壊防備保安林等があるが、具体的な設置場所の設定における考え方はどうか。多少は改変してもよいものか。</p>	<p>原則は回避する方針である。</p> <p>どうしてもそこに設置する必要があるとなれば、関係機関に相談することになる。</p>
12	<p>スタジイ林の一部が事業実施想定区域に含まれるとのことだったが、どこの、どのくらいのものか。</p>	<p>A地区の中心から少し東の端の辺りである。</p> <p>現時点では事業実施想定区域に入っているが、住宅も近く、事業地として選定することはまずないと考えている。</p>

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
13	<p>景観について、日中だけでなく、夜間の影響についても調査を検討してほしい。夜間の光の点滅などが気になり、人間だけでなく、動植物にも影響があると思われる。</p>	<p>航空障害灯は法令で定められるもので、設置する予定である。</p> <p>夜間の影響があるようならば、方法書段階で調査等の実施を検討する。</p>

【その他】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
14	<p>「事業実施想定区域及びその周辺」の「その周辺」の考え方は。</p>	<p>環境項目により特性が異なり、環境項目によって「その周辺」の区域が異なる。</p> <p>(騒音と景観では影響範囲が異なる。)</p>
15	<p>尾根の一番高いところの標高はいくらか。</p>	<p>B地区の方が高く328mであり、A地区の南側は258mで、北側は200mを切る程度である。</p>
16	<p>風向はどの方向からの風を想定しているか。</p>	<p>配慮書には記載していないが、東西方向からの風を想定している。なお、現在、風況に関しては60m弱の高さで実測調査中である。実測調査結果等の状況によってドップラーライダーという装置を導入して80mの高さでの測定を検討している。</p>
17	<p>「事業実施想定区域」と記載されており、「これから絞り込む予定」とあるが、『想定』が取れた事業実施区域をいつ示すのか。</p>	<p>方法書段階において配置計画案を立案する。これは決定事項ではなく、今後のアセス手続等の意見を踏まえて、準備書等で変更することを前提としている。</p> <p>さらに準備書において、いただいた意見を踏まえ、評価書において確定させていくことになると考えている。</p>

『(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業計画段階環境配慮書』に対する
意見・確認等 (第1回審査会后)

平成 29 年 6 月 30 日 / 環境立県推進課

【総括的事項】

番号	意見の内容
1	地元住民には事業について可能な限り説明等を実施し、信頼関係を築くよう努めてほしい。 また、その際に提案のあった地元の要望等はしっかり受け止めて取り入れてほしい。(審査会委員)
2	地元住民が大切にしている環境資源を、地元へのヒアリング等を含めて把握し、適切に配慮してほしい。 (審査会委員)
3	事業予定地は、周囲を取り囲むように住居が存在しているが、配慮書における予測・評価を踏まえ、今後の具体的な配置設定の現時点での進め方・考え方について確認したい。(最低限確保すべき住居との距離の方針等) なお、方法書においては、位置・規模等の設定プロセスは詳細に記載することとされたい。 (環境立県推進課)
4	環境影響の回避・低減の手法として、配置の検討でのみでは十分な回避・低減が見込めない場合は、風車の出力や基数の削減も検討対象に含まれているか確認したい。 (環境立県推進課)
5	事業予定地の A 地区-B 地区に挟まれる地域においては、双方に風車が建設された場合、複合的な環境影響を受けるおそれがあるため、各環境要素について、複合的な影響の可能性を踏まえて、適切な手法により予測・評価を実施されることが必要と思われる。 (環境立県推進課)

【騒音及び超低周波音】

番号	意見の内容
6	導入を検討する機種について、実績も重要だが、それのみで無く、最新型のもの(より低騒音、小型など)も検討の対象とすべきではないか。 (審査会委員)
7	騒音の調査予測及び評価について、環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って実施すること。 指針値について環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に沿って設定すること。 (鳥取市)
8	風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されているため、風車騒音の騒音レベルに関わらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。(鳥取市)
9	事業計画の検討にあたっては、住宅等の建物の位置に配慮し、騒音・超低周波音による影響を受ける可能性がある住居等が最小限となるよう、風力発電機の配置・規模を検討すること。 (水・大気環境課/参照: 配慮書 4-15 (218) 2) 評価結果)
10	騒音や超低周波音について、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いとの説明があり、騒音等は、ゼロにはならないが基準値以下に抑えるとのこと。 基準値以下に抑えるということは、大人であっても子どもであっても重大な影響を回避できるという理解だが、児童養護施設には、様々な背景を抱えた子どもが生活しており、中には、音に敏感な子どももいる。このことを理解いただき、できる限り、影響を抑えるような配慮を望む。(青少年・家庭課)
11	事業実施想定区域の周辺に保育所、幼稚園、認定こども園が所在することから、騒音や超低周波音について児童への影響が生じないよう適切な対応をお願いしたい。(子育て応援課)

12	(確認事項) 配慮書 4-12 (215) 2) 予測手法に記載の「騒音及び超低周波音の伝搬する区域」とはどの区域か。 (水・大気環境課)
13	(確認事項) 配慮書 4-15 (218) 2) 評価結果に記載の「環境影響の詳細な調査」とは具体的に何を調査するのか。 (水・大気環境課)

【水環境】

番号	意見の内容
14	布勢の清水については、第1回審査会で述べたが、そのほかに蔵内水源地など、事業実施想定区域に隣接し水源として利用されている地下水や河川水がある。いくつかは事業想定区域の下流側にあり、水道水源の汚染・汚濁が懸念されるが、どのように対処する予定か。 (審査会委員)
15	住民が利用・飲用している可能性がある井戸・地下水等への影響を適切に評価することが必要ではないか。 (審査会委員)
16	立地の検討に当たっては、河川や谷筋等からの距離を十分に確保すること。 また、周辺の水道水源等への影響を回避又は低減できるよう工事中の土砂や濁水の流出防止措置に万全を期すこと。 事業地周辺には水道水源が多数存在し、また湧水利用しているものも複数ある (東部生活環境事務所／参照：配慮書 3-17 (38) 水環境の状況)
17	(確認事項) 現時点で想定される機種では、最大どの程度の深度まで、基礎を打ち込むことが見込まれるか。水への影響があるか把握のため確認したい。 (水・大気環境課)

【重要な地形・地質、風車の影】

番号	意見の内容
18	環境要素の「重要な地形及び地質」が、計画段階配慮事項として選定されていない。事業予定エリアは、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内にあるので、重要な地形及び地質として配慮事項に選定は必須である。 なお、これまで、ジオパークエリア内では、官民協働で貴重な地域資源の保護保全に努めてきた。これにより、公共工事などで見つかった貴重な地質や植物の保全や公開が進んでおり、当該事業においても工事中の学術調査に御協力いただきたい。また、貴重な地質などが見つかった場合などには、保全や公開に協力していただきたい。 (山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館／参照：配慮書 4-4 (207) その他の環境)
19	風車の影の影響予測について、風車が高い尾根に設置された場合、現在の予測・評価（ローター径の10倍）より広い範囲に影響することが懸念されるのではないか。 今後の配置等の設定に当たってはこの点も踏まえて検討を進める必要があると思われる。 (環境立県推進課／参照：配慮書 4-17 (220) 3) 予測地域)

【動物・植物・生態系】

番号	意見の内容
20	動植物への影響について、希少でないものについては影響があっても良いという発想では無く、可能な限り影響を低減するような事業計画とすべき。 (審査会委員)

21	<p>動植物、特に専門家等へのヒアリング結果で、猛禽類の生息情報が得られていることなどから鳥類の調査においては調査範囲、調査時期について十分考慮して実施していただきたい。</p> <p>また、ガン・カモ類の渡りの時期も十分考慮して調査を実施していただきたい。</p> <p>(緑豊かな自然課／参照：配慮書 4-33 (236) ②専門家へのヒアリング結果、4-38 (241) 2) 評価結果)</p>
22	<p>専門家等からのヒアリングでも動植物相の生息・生育情報が少ない地域であることが指摘されている。</p> <p>現地調査の際には、季節的な生息範囲の変化に考慮した適切な現地調査を実施すること。</p> <p>(東部生活環境事務所／参照：配慮書 4-33 (236) ②専門家へのヒアリング結果、4-38 (241) 2) 評価結果)</p>
23	<p>風車ができると空気の流れが変化し、(土壌が)乾燥することがあるという話を聞くことがある。果樹園への影響が無いか気になるがどうか。</p> <p>(審査会委員)</p>
24	<p>事業区域に水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林が内在しているが、保安林内での工作物設置等の転用行為は避けられたい。</p> <p>(森林づくり推進課／参照：配慮書 2-11 (12) ほか)</p>
25	<p>保安林以外の森林において、発電施設、付帯施設、アクセス道路等の一体の開発に伴う1ヘクタールを超える面積の森林の転用は、県知事の許可が必要なので、承知願いたい。</p> <p>(森林づくり推進課)</p>
26	<p>手入れの行き届いた人工林、作業道等を事業地選定することは避けられたい。</p> <p>(森林づくり推進課)</p>
27	<p>(確認事項) 事業者による国内で風力発電施設を造成済みあるいは造成中の箇所はあるか。</p> <p>また、そのうち、林地開発・保安林解除の許認可取得の有無について確認したい。</p> <p>(森林づくり推進課)</p>

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

番号	意見の内容
28	<p>眺望点からの景観のみでなく、日々暮らす人々の日常の景観へも配慮してほしい。</p> <p>(審査会委員)</p>
29	<p>実施想定区域周辺の近傍地域で日常的に利用されている場所、民家が集積している地区や歴史的な施設等からの視覚的变化を調査し評価することも重要と考えられるため、主要な眺望景観のほか、実施想定区域周辺の近傍地にも調査地点を置き、主要な囲繞景観[※]についても調査することを検討すること。</p> <p>(住まいまちづくり課)</p> <p style="text-align: right;">※囲繞景観(いにようけいかん)：事業地及びその近傍の眺め</p>
30	<p>鳥取市は市域全体を景観計画地域の対象としており、事業箇所周辺は、山並みや稜線の保全を図る地域として計画し、尾根の近くにおいては稜線を乱さないようできる限り低い位置で高さを抑えて行うよう景観作りの基準を策定している。</p> <p>設計計画時には、鳥取市へ事前協議のうえ、景観法16条に基づく届出の提出すること。</p> <p>(鳥取市)</p>
31	<p>事業実施に当たり、景観に関する近隣地域において事前説明会を開催する等、住民の理解を得るよう心がけること。</p> <p>(鳥取市)</p>
32	<p>主要な眺望景観14地点のうち、2地点を除いて視覚的变化が生じ、「周囲の景観と調和しえない」「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある」といった予測である。</p> <p>風力発電機の視認の可能性がある12地点のうち、10地点が山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内にある。これらエリア内の各地点において、人工構造物による景観の視覚的变化は好ましくない。特に、鹿野城跡公園とその城下町は、エリア拡大が認められた際に重要なジオサイトとして評価されており、そこからの眺望の変化について、慎重な予測・評価を実施されたい(山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館)</p>

【その他】

番号	意見の内容
33	近くに青谷上寺地遺跡があるが、周辺の台地にも遺跡がある可能性があるのではないかと。 (審査会委員)
34	現地に遺跡が出てくる可能性は無いかと。可能性があるとするれば、その配慮も入れた方がよいのではないかと。 (審査会委員)
35	事業実施想定区域内に文化財保護法第9条第1項及び第9条第3項に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在するため、その取扱いについて鳥取市教育委員会文化財課と協議及び調整を行ってください。 (鳥取県教育委員会事務局文化財課／参照：配慮書3-168(189)、3-181(202))
36	事業実施想定区域の一部は、気高都市計画区域内及び電波法の告示に係る伝搬障害防止区域内に該当するので、承知すること。 (鳥取市)

【図書への指摘】

番号	意見の内容
37	図書の地図で解像度が低いものがあるように見受けられる。 既存資料等の収集のため、難しい部分もあるかもしれないが、可能であれば、もう少しはっきりした図を利用してもらえると地形等のイメージがしやすい。 (審査会委員／参照：配慮書2-12(13)ほか)
38	事業実施周辺の社会福祉施設等について、児童養護施設「青谷こども学園(青谷町善田3-1-1)」を把握されていますが、青谷町奥崎8-3-12に青谷こども学園の分園も別途あるので承知されたい。事業実施想定区域から1.0kmから2.0kmの範囲内に位置していると思われる。 (青少年・家庭課／参照：配慮書3-133(154)ほか)
39	主要な眺望点からの風力発電機の視認の可能性について「表4.3.6-3」に示されている14か所の眺望点から風力発電機までの最短距離を改めて確認してください。 (住まいまちづくり課／参照：配慮書4-70(273))

『(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業計画段階環境配慮書』
に対する知事意見 (事務局の構成案)

平成 29 年 6 月 30 日 / 環境立県推進課

【総括的事項】

番号	意見概要	意見の理由等
1	事業計画の検討にあたり、配慮段階において収集した情報や得られた環境保全の見地からの意見等を適切に計画に反映させることを求める。	配慮書手続の趣旨の再確認
2	事業計画の検討にあたり、各環境要素への影響を可能な限り回避・低減するような事業計画となるよう最大限の努力を求める。	各環境要素に対し、十分な配慮と最大限の努力が必要。 【参考とした意見】 資料 1：ほぼ全て / 資料 2：ほぼ全て
3	事業の位置・規模等の検討経過等の、方法書への適切な記載を求める。	方法書以降の手続において、配慮書に対する意見等への対応状況を確認するため 【参考とした意見】資料 2：番号 3
4	周辺の地域住民、土地所有者、事業者等の関係者に対する、積極的な情報提供を求める。	本事業地周辺には住居及び、学校、福祉施設、又は農地等が多数存在するため、関係者に対する十分な配慮が必要。
5	地域住民からの意見や要望に対する、十分な説明や誠意ある対応を求める。	また、住民等とのコミュニケーションの重要性に言及 【参考とした意見】 資料 1：番号 1、2、3 / 資料 2：番号 1、2、8、31、
6	事業実施に係る各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標等について十分に検討し、適切に設定するとともに、その設定根拠等について方法書への詳細な記載を求める。	適切な調査・予測の手法及び評価の指標の選定について言及 【参考とした意見】 資料 1：番号 4、6～10 資料 2：番号 7、14～16、21、22、29
7	A 地区-B 地区に挟まれる地域では、それぞれに建設される風車による複合的な影響を受けるおそれがあるため、各環境要素について、複合的な影響の可能性を踏まえた、適切な調査・予測・評価の実施を求める。	事業実施想定区域である A 地区-B 地区に挟まれる地域においては、双方に風車が建設された場合に、複合的な影響を受けるおそれがあり、適切に調査・予測・評価が実施される必要がある 【参考とした意見】資料 2：番号 5
8	今後の事業計画の検討の過程で、重大な環境影響が確認された場合は、事業規模、基数の縮小を含めた計画の見直しを検討するよう求める。	現時点で明らかでない環境影響が確認された場合の対応の選択肢として、事業規模の縮小も検討の対象とする事が必要 【参考とした意見】資料 2：番号 4

【騒音及び超低周波音】

番号	意見概要	意見の理由等
9	事業計画の検討に当たり、住居等との距離の十分な確保や、低騒音型の機種を選定などにより、可能な限り影響を回避・低減することを求める。	事業実施想定区域周辺には住居が多数存在するため、風車の稼働による騒音・超低周波音による影響が懸念される。 【参考とした意見】 資料 1：番号 4、5 / 資料 2：番号 6、8～10

【水環境】

番号	意見概要	意見の理由等
10	周辺の水源として利用されている河川・地下水、また、水生生物の群落となっている湧水池等について、適切に調査・予測・評価を実施したうえで、可能な限り影響を回避・低減するような事業計画とすることを求める。	水道等の水源への利用に影響が生じないよう、また、水生生物の群落地が適切に保全されるような配慮が必要。 【参考とした意見】 資料 1：番号 6～9 / 資料 2：番号 14～17

【地形・地質、風車の影】

番号	意見概要	意見の理由等
11	事業実施想定区域の全域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであることから、重要な地形及び地質について影響を受けるおそれがある環境要素として選定することを求める。	配慮書において、重要な地形・地質は確認されておらず、配慮事項に選定しないこととされている。 【参考とした意見】資料2：番号18
12	風力発電機が住居等よりも標高が高い位置に建設された場合、風車の影の影響範囲がより遠距離まで及ぶおそれがあるため、今後の事業計画の検討においては、この点も踏まえて、周辺の住居等との十分な距離の確保などにより、可能な限り影響を回避・低減することを求める。	風車は尾根等高い位置に建設される可能性があり、その場合、風車の影は、配慮書に記載された想定より影響範囲が広いことが懸念される。 【参考とした意見】資料2：番号19

【動物・植物・生態系】

番号	意見概要	意見の理由等
13	事業実施想定区域内には、自然植生のスダジイ群落が存在し、また、専門家等からのヒアリングでも動植物相の生息・生育情報が少ない地域であることが指摘されているほか、猛禽類の生息情報が得られている。さらに事業の影響は実施区域周辺にも及ぶことも踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うのに十分な調査範囲、調査時期等を考慮した調査・予測・評価の実施を求める。	事業の実施による直接改変により影響を受ける可能性があるほか、影響はその周辺まで及ぶと考えられる。また、「動植物相の情報が少ない地域」とする専門家からのヒアリング内容を踏まえると、現状の予測評価には一定の不確実性がうかがえる。 【参考とした意見】資料2：番号20、26

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

番号	意見概要	意見の理由等
14	主要な眺望景観からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの景観について、また、日中のみでなく夜間における景観についても予測・評価の実施を求める。	配慮書においては、主要な眺望点からの景観のみに配慮している。また、夜間の景観については言及されていない。 【参考とした意見】資料1：番号13/資料2：番号28、29、31
15	風力発電機の視認の可能性がある眺望点には山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定際に重要なジオサイトとして評価された地点もあるため、この点を踏まえた調査・予測・評価の実施を求める。	特に鹿野城跡公園とその城下町は、ジオパークのエリア拡大が認められた際の重要なジオサイトとして評価されている。 【参考とした意見】資料2：番号32
16	鳥取市は、市域全体を景観計画地域の対象とし、景観作りの基準を策定しているため、事業計画の検討において、関係機関と協議及び調整を行うことを求める。	鳥取市の景観計画について言及 【参考とした意見】資料2：番号30

【その他】

番号	意見概要	意見の理由等
17	事業実施想定区域周辺には国指定の史跡「青谷上寺地遺跡」の他、多数の文化財が存在しており、また想定区域内においても周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うことを求める。	想定区域内においても周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する 【参考とした意見】資料2：番号33～35
18	事業実施想定区域内には水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林、砂防指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地、が内在している。風力発電事業との併存に困難があると見込まれるエリアを極力事業地として選定しないなど、適切な対応を求める。	直接改変及び施設の稼働による影響を受ける可能性がある。 【参考とした意見】資料1：番号11/資料2：番号24、33～36

